

## 消防同意事務審査基準の改正概要について

### 【改正理由の分類】

- ①法令改正等に伴う改正項目
- ②新しい知見や技術等の出現に伴う改正項目
- ③事務担当者の知見又は問い合わせの多い法令解釈等の明確化を図った項目
- ④文言の整理

主な改正項目一覧		改正理由
第1節 総論		
第1 審査上の留意事項		
●	消防同意の審査における「軽微な補正」の手続きについて定めた。	③
●	消防同意の審査に必要な図書として、委任状を追加した。	③
第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い		
●	消防法施行令別表第1(以下「政令別表第1」という。)に掲げる防火対象物の用途項判定について、みなし従属の基準を適用できない用途として、政令別表第1(5)項イ及び(6)項イ・ロ・ハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)に掲げる用途を追記した。	①
●	小規模特定用途複合防火対象物について、条例第3条の4第1項2号エ(厨房設備の自動消火装置)、第41条第1項(連結送水管)及び第48条の2(避難口のとびら等の表示)の規定を適用しないことを明記した。	①
●	共同住宅の特例が適用されている既存共同住宅が、「小規模特定用途複合防火対象物」に該当する場合の取扱いについて明記した。	①
●	法令改正に伴い、政令別表第1(6)項に掲げる防火対象物の用途判定について、改正法令との整合をはかった。	①
第4 建築物の棟、床面積及び階の取扱い		
●	消防法施行規則第12条の2第1項第1号に規定する基準面積の取扱いについて明記した。	①
第5 無窓階の取扱い		
●	窓用フィルム、複層ガラスの取扱いについて明確化をはかった。	②
●	鍵付のクレセント及び小窓付き鉄扉等の取扱い等について明確化をはかった。	③
●	開口部に面して設置される什器の取り扱いについて明確化をはかった。	③
第6 収容人員の算定		
●	共同住宅の収容人員の算定方法について明確化をはかった。	③
第7 政令第8条に規定する区画等の取扱い		
●	消防法施行規則第13条の5の2の区画について明記した。	①
第2節 項目別審査要領		
第4 避難計画		
●	火災予防条例第6章で規制する「避難口」の定義を明記した。	③
●	カラオケボックス等の避難管理基準について明記した。	①
●	避難口のとびら等への緑色表示の基準について明確化をはかった。	③
第8 非常用の進入口		
●	代替開口部の取扱いに関し、窓用フィルム、複層ガラスの取扱い基準の明確化をはかった。	②
第4節 形態別審査要領		
第17 太陽光発電設備の表示		
●	太陽光発電設備における表示の基準を新設した。	②